

#### ・停止処分者講習制度とは

停止処分者講習制度とは、運転免許の停止処分を受けた場合、免許の処分期間が短縮されることがあります。

講習事項・方法・期間は下表のとおりで、この講習を受け安全な運転者に改善されたと認められた場合には、処分期間が短縮されます。

短縮される処分日数の最大限は、

\* 処分期間が30日の場合は、受講日を除く残りの処分日数

(注) 停止の短縮は講習の日の翌日からで、講習日に車を運転していくと無免許運転となり即取り消しとなる。(講習会場の近くで講習帰りを待ち受けて一斉検問をしていると聞きます。)

\* 処分日数が60日以上の場合は、処分期間の2分の1になります。

免許停止処分期間と講習内容は次の通りです。

\* 短期(停止期間30日)

1. 道路交通事情の現状及び交通事情の実態
  2. 運転者の資質の向上に関する事
  3. 自動車等の運転について必要な知識と運転適性
- 講習時間 6時間

\* 中期(停止期間60日)

短期に加えて

4. 自動車運転等の必要な技能
- 講習時間 10時間

\* 長期(停止期間90日以上)

中期と同じ

講習時間 12時間